令和６年第５回矢掛町議会第３回定例会（第１号）

１．会議招集日時　令和６年９月３日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　（議事）　午前　９時３０分
　　（散会）　午後　０時４９分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	土　井　俊　彦	出	2	昼　田　政　義	出
3	福　田　京　子	出	4	岸　野　榮　治	出
5	田　中　輝　夫	出	6	原　田　秀　史	出
7	小　塚　郁　夫	出	8	石　井　信　行	出
9	花　川　大　志	出	１０	浅　野　　毅	出
１１	川　上　淳　司	出	１２	土　田　正　雄	出

～～～

日程第３　諸般の報告
日程第４　議案第４５号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第５　議案第４６号　教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
日程第６　議案第４７号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第７　報告第　５　号　令和５年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告について
日程第８　議案第４８号　令和５年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第４９号　令和５年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第５０号　令和５年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第５１号　令和５年度矢掛町水道事業会計決算認定について
議案第５２号　令和５年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
日程第９　報告第　６　号　令和５年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
日程第 10　議案第５３号　町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起について
日程第 11　議案第５４号　岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
議案第５５号　矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第５６号　矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について
議案第５７号　矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
議案第５８号　矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定について
議案第５９号　矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第６０号　町道の路線廃止について
議案第６１号　町道の路線認定について
議案第６２号　令和６年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第６３号　令和６年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６４号　令和６年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第 12　議案第６５号　工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業　仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）

～～～

午前９時３０分　開会

○議長（浅野　毅君）　皆さん，おはようございます。９月に入り，少しずつ秋の気配が感じられる時候となりました。しかし，まだまだ暑い日が続いておりますので，今後におきましても体調面に十分御留意いただきたいと思います。

さて，本日は，何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和6年第5回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。なお，病院管理者におかれては，診療業務のため本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告申し上げます。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～

連絡方法の確認など，日頃の備えをよろしくお願いいたします。

予想を超える気象現象が起きている中で，町といたしましても気を緩めることなく，自助・共助・公助の連携の中で，町民の皆様と日頃から災害に対し，しっかりと備えていける体制づくりを引き続き進めてまいります。

今年度も 5 か月が経過し，事業の当初計画に従い矢掛町合併 70 周年記念事業も含め順調に進めており，国の政治状況など変動要因を含んではおりますが，町民生活や地域経済に直結する主要な施策を一貫した考えの下，しっかりと取り組み続けていくことが重要だと考えております。

今議会におきましては，以前から御要望をいただいておりました帯状疱疹予防接種に対する助成，高齢者補聴器購入助成，認定こども園の増築などの子育て関連施策をはじめ，町民の皆様に寄り添う姿勢を基に各分野の予算案を上程させていただきました。

町民の皆様のニーズを町政に反映してまいりますとともに，自分たちの住む矢掛町が誇りに思えるまちであるようこれからも全力で取り組んでまいります。

どうか，議員の皆様におかれましても，それぞれのお立場で御協力いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

さて，今定例会で御審議いただきます案件は，人事案件について 3 件，令和 5 年度一般会計・特別会計及び企業会計の決算認定について 5 件，訴えの提起について 1 件，岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 1 件，条例の一部改正・新規制定について 4 件，過疎計画の一部変更について 1 件，町道の路線廃止・路線認定について 2 件，一般会計ほか補正予算について 3 件，また，本日報告させていただきます内容は，令和 5 年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告について 1 件，各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について 1 件の計 22 件でございます。どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いいたします。

なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。報告事項は全部で 12 件でございます。

報告第 1 号，自治協議会主催令和 6 年度地域座談会の開催について，御報告申し上げます。

昨年度も開催いたしました，各地区の地域課題について地域の代表者の方々と語り合う地域座談会を今年度も自治協議会主催で開催させていただくこととなりました。各地区の日程につきましては，お手許にお配りしております日程表で御確認いただきたいと存じますが，日程順に申し上げますと，美川地区が 10 月 24 日木曜日，矢掛地区が 10 月 28 日月曜日，三谷地区が 10 月 30 日水曜日，山田地区が 11 月 1 日金曜日，川面地区が 11 月 6 日水曜日，中川地区が 11 月 8 日金曜日，小田地区が 11 月 11 日月曜日でございます。時間は，各地区とも午後 7 時から 8 時 30 分までの予定でございます。

議員の皆様におかれましても，自治協議会長から御案内があると思いますので，御出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

報告第 2 号，新型コロナワクチンの定期接種について，御報告申し上げます。

令和 6 年 10 月から新型コロナウイルスワクチンの定期接種が始まります。接種の対象者は，65 歳以上の高齢者と 60 歳以上 65 歳未満で心臓やじん臓，呼吸器の機能若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり医師が予防接種を必要と認めた者とされておりまして，高齢者のインフルエンザ予防接種と同一の対象者でございます。

町内の医療機関をはじめ，県内の医療機関などでも接種できます。接種回数は 1 回で，費用は 1 万 5,000 円程度かかりますが，国や町の補助がありますので今年度は自己負担 2,000 円で接種することができます。

新型コロナワクチンの定期接種化は，高齢者の発病，重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防並びに健康保持増進を図るものでございますので，対象者の方で可能な方はできるだけ予防接種を受けていただきますようよろしくお願いいたします。

報告第 3 号，10 月からのバス等の交通施策について，御報告を申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じます。10 月から，町民の利便性の向上等を目的として次の交通施策を実施いたします。まず，地域福祉バスの運行につきまして，利用者の減少に伴い 10 月から一部見直しをさせていただきます。見直し内容は，現在運行しています 3 台のバスをルート見直しにより 2 台に変更し，事業効率を図るものでございます。変更とはなりますが，これまでどおり午前，午後の各 2 回の運行は維持し，利便性は今までとそれほど変わらないよう見直しを図っております。また，道幅の狭い寺原・弥高・宇山地区の一部停留所につきましては，前日までに老人福祉センターへ送迎の予約をしていただくこととなります。

そして，今回改正した時刻表やルート等の内容は，ホームページ・広報紙・パンフレット等で周知を図ります。

次に，新たな施策となる定額タクシーの実施につきまして，御説明させていただきます。対象は矢掛町民全員であります。町内移動に限り 1 回 800 円でタクシーを利用できるというものです。利用回数は 1 か月 4 回までとし，利用日時は土日・祝日を除く平日 8 時から 17 時までです。

ただし，利用にあたっては事前にマイナンバーカードを役場窓口に持参していただき，登録が必要となります。所要時間は 5 分程度でありまして，機械による簡単な操作を行います。登録開始日は，10 月 21 日月曜日からで登録が済めばその日から御利用いただけます。

当面は試験運用とし，利用者及び事業者の意見の収集に努めてまいります。

最後に，9 月末までの運行予定としていた買い物バスは，予定どおり 9 月末で終了し，10 月からは路線バス利用促進事業を実施いたします。路線バスの利用促進を図るため，町内の路線バスで利用できる 100 円割引券を配布するという事業で，広報やかげに令和 7 年 3 月まで利用できる割引券を同封いたします。より多くの町民の皆様に町内の路線バスを御利用いただきたいと思っておりますので，積極的に御利用いただければと存じます。

そして，今回の内容はホームページ，パンフレット，町広報紙等で発信してまいりますので御確認をよろしくお願いいたします。

10 月から交通施策の新たな制度が始まりますが，矢掛町公共交通基本方針であります“公共交通で暮らしや交流を支える　住みやすく元気なまち　やかげ”を実現すべく，事業を実施してまいりますので，皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして，報告第 4 号，令和 6 年秋の交通安全県民運動の実施について，御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが，毎年行われております秋の交通安全県民運動が 9 月 21 日の土曜日から 9 月 30 日の月曜日までの 10 日間，“交通ルール　守って笑顔　晴れの国”をスローガンに県下一斉で行われます。

矢掛町では，秋の交通安全県民運動期間前の 9 月 20 日金曜日に交通安全推進大会を実施するととも

に，運動期間中は，警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し，更なる交通安全の周知を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては，改めて交通ルールは絶対に守る，自分の安全は自分で守る，そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思っております。どうか，議員の皆様におかれましても，引き続き，交通事故ゼロを目指し御協力いただきますようお願い申し上げます。

報告第5号,矢掛町合併70周年記念 矢掛町総合防災フェアの開催について,御案内を申し上げます。

当町におきましては，平成30年7月には豪雨災害があり，今年，1月1日に発生した能登半島地震は記憶に新しいところでありますし，南海トラフ地震の発生も心配されているところであります。万一の災害に備えて，平常時から防災意識を醸成することは大切であると思っております。

そこで，お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが，9月8日日曜日午後，矢掛町合併70周年を記念して矢掛町総合防災フェアを開催いたします。

やかげ文化センターを会場に，静岡大学防災総合センターの牛山素行教授を講師にお迎えし，“洪水・土砂災害は起こりうることが，起こりうるところで”と題して御講演をいただきます。また，ポンチョ作り，災害用伝言ダイヤル，気象実験，浸水ＡＲなどの防災に関する体験・展示も合わせて行います。

また，午前には，孤立集落を想定し，防災ヘリによる物資輸送等の訓練を，岡山県，矢掛町及び消防署との共同で行います。美川小学校，桃源郷はなしの里憩いの館を会場に行う予定でおりますが，天候により防災ヘリが飛行できない場合は中止とさせていただきます。

議員の皆様におかれましても，御聴講・御見学いただきますとともに，町民の防災意識の高揚に向けた意識の醸成につきまして，格段の御協力をお願いいたします。

報告第6号，矢掛町合併70周年記念 矢掛町民運動会の開催について，御報告申し上げます。

お手許に配付いたしておりますリーフレットを御覧いただきたいと存じますが，子どもから高齢者まで多くの町民が一堂に会してスポーツに親しむ矢掛町民運動会を来る9月15日日曜日に，矢掛町総合運動公園グラウンドを会場に開催します。この運動会は，矢掛町体育協会，関係団体及びスポーツ推進委員が中心となり企画立案をしたもので,各種団体の賛同をいただきながら開催するものでございます。

内容といたしましては，競技種目を14種目行い，競技の間にはタイムスペシャル抽選会と題し，スポンサー企業による賞品を御用意し，3回の抽選会を行います。また，ＩＰＵ環太平洋大学チアリーディング部による応援パフォーマンスも予定しています。

多くの方に応援・観覧に足を運んでいただき，運動会を盛り上げていただきたいと考えております。議員の皆様には，お繰り合わせの上，御出席くださいますようお願い申し上げます。

報告第7号，矢掛町合併70周年記念やかげキッズフェスティバルの開催について，御報告申し上げます。

来る9月28日土曜日，29日日曜日，いずれも午前10時から15時までの間，矢掛町総合運動公園におきまして，やかげＤＭＯとの共催でやかげキッズフェスティバルを開催いたします。

やかげキッズフェスティバルは，子育て応援イベントとして年1回開催しており今年度は矢掛町合併70周年記念事業として行います。

当日は,各種団体の出店や,やかげ児童合唱団をはじめとする町内の子どもの歌,キッズダンス,HONJINバンドによる演奏,縁日コーナー,ふわふわドーム,ハッピーロードトレインなどを予定しております。

町内・町外を問わず御参加いただけますので，できるだけ大勢の方に御参加いただき，親子の交流をはじめ来場される多くの方と交流を図っていただき，子どもたちの豊かな社会性や人間性を育むきっかけとしていただきたいと思っております。

続きまして，報告第8号，矢掛町合併70周年記念特別展 “コンドウアキのおしごと展”の開催について，御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では，10月5日土曜日から11月24日日曜日まで，矢掛町合併70周年記念特別展コンドウアキのおしごと展を開催いたします。この特別展では，子どもたちに大人気のキャラクター“リラックマ”や“うさぎのモフィ”などの作者である絵本作家コンドウアキさんの絵本やエッセイ漫画などをデビュー作から最新作まで幅広く御紹介いたします。繊細な色彩で日常の何気ない愛らしい時間を描いた直筆原画をより多くの人にお楽しみいただき，芸術の秋を満喫していただければと思います。

入館料は，一般800円，中・高校生400円，小学生200円となっております。議員の皆様には，御多忙中とは存じますが，温かみのある数々の作品をお楽しみくださいますよう，御案内申し上げます。

報告第9号，矢掛町合併70周年記念矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式の開催について御報告申し上げます。

来る11月2日土曜日9時30分からやかげ文化センターホールで，矢掛町協働のまちづくり・社会福祉協議会・生涯学習のつどい表彰式を合同開催いたします。

協働のまちづくり表彰は，町民をはじめ，さまざまな主体が取り組む魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体を表彰しております。その中で，末永三喜太賞として表彰をしておりますが，これは，本町出身の故 末永三喜太氏から御寄附いただいた財産で創設した末永基金を活用して表彰するものでございます。社会福祉協議会表彰は，いきいきサロンやボランティア活動など地域福祉への顕著な功績があった個人・団体や，フードバンク，共同募金活動への協力者・団体を表彰するものでございます。生涯学習のつどい表彰は，社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰，小・中学生による明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰でございます。

また，文化センターロビーでは，10月29日から11月10日までの間，各地区公民館の作品や児童・園児による町並み写生大会の絵画展示を行います。これらの表彰により，今後一層の地域振興，福祉，文化，スポーツの振興につながっていくことを期待しております。

報告第10号，矢掛町合併70周年記念第10回健康フェスタ inやかげの開催について御報告申し上げます。

来る11月16日土曜日午後1時から午後4時までの間，矢掛町農村環境改善センターホールにおきまして，矢掛町合併70周年記念第10回健康フェスタ inやかげを開催いたします。健康フェスタは，町民に健康づくりの情報を提供し，また，楽しみながら御自身の健康状態を確認していただくことで，健康について高い意識を持っていただくことを目的としております。

当日は，栄養委員や愛育委員などの健康増進に関するコーナーをはじめ医療相談や健康体験などを設ける予定としており，来場者には記念品を用意させていただく予定としております。町民の皆様には，大勢の方に御参加いただき，健康に対する意識を高く持っていただくことで，国保や後期高齢者医療制度など医療費の適正化につなげてまいりたいと考えております。

次に報告第11号，矢掛町合併70周年記念宝くじスポーツフェア“ドリーム・ベースボール”の開催について，御報告申し上げます。

来る 11 月 17 日日曜日に町のスポーツ振興・野球人口の創出及び青少年の健全育成を目的に，ドリーム・ベースボールを矢掛町総合運動公園野球場で開催いたします。

一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として行われるもので，午前は，元プロ野球選手を中心としたメンバーによる少年少女ふれあい野球教室を行います。午後は，参加選手の直筆サイン入りのバットやグローブ等を賞品としたドリーム抽選会やホームラン競争を行います。また，ドリームチームと矢掛町選抜チームによる親善試合ドリームゲームも行われます。

元プロ野球選手を間近に見ることができる絶好の機会です。多くの皆様に御来場いただき，ドリーム・ベースボールを楽しんでいただきたいと思います。

最後になります。報告第 12 号，矢掛町合併 70 周年記念 毎戸遺跡発掘調査成果報告シンポジウム“一千年のめざめ～古代交通遺跡・毎戸遺跡の謎にせまる～”の開催について，御報告申し上げます。

来る 11 月 23 日の土曜日午後 1 時 15 分から，毎戸遺跡発掘調査成果報告シンポジウムを開催いたします。中川地区にあります毎戸遺跡は，古代山陽道の駅家と言われており，岡山県内でも重要遺跡に位置付けられていますが，今なお，謎に包まれています。

町では地元の要望により，令和 4 年度から発掘調査事業を継続しておりますが，その成果を報告するとともに，千年前の風景を多くの方と共有したくシンポジウムを計画いたしております。講師は，東京大学准教授で，日本建築史のスペシャリスト，海野　聡先生で，“毎戸遺跡と古建築の復元～過去と現在の架橋～”と題して講演をいただきます。このほか基調報告として，岡山大学教授 今津勝紀先生をはじめ，さまざまな研究分野の専門家に文献史・古代の瓦・土器のそれぞれから見た毎戸遺跡について発表いただき，最後はパネルディスカッションにより，毎戸遺跡の謎にせまっていきたいと思います。コーディネーターは毎戸遺跡調査指導委員会委員長で，熊本大学名誉教授の木下尚子先生です。

入場は無料で，整理券が必要です。整理券は 10 月 1 日から，役場 2 階教育課及びやかげ文化センターにて配布予定です。議員の皆様におかれましても，ぜひ御来場いただきますよう御案内申し上げます。

以上で，報告を終わらせていただきます。

○議長（浅野　毅君）　町長からの報告が終わりました。

次に，議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，御一読の上，各自御検討をお願いいたします。また，議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，併せて御覧ください。さらに，請願及び郵送による陳情の提出がありましたので，請願文書表及び陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから，御覧ください。

以上で，諸般の報告を終わります。

～～～

って満了いたします。

このことに伴いまして，引き続き，矢掛町南山田 712 番地，加藤光子氏と，新たに矢掛町小林 1235 番地 2，竹内正弘氏，矢掛町小田 5570 番地 1，妹尾眞理子氏の 3 名を委員候補者として推薦したく，人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によりまして，議会の御意見を承りたく，この議会に提出させていただくものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたしております資料番号 1 を御覧いただきたいと思います。

まず，加藤氏につきましては，令和 4 年 1 月から現職委員として御活動いただいております。また，新任の竹内氏は，昭和 49 年から 42 年間矢掛町役場に奉職され，人権問題に関しまして豊富な経験を有しておられます。また，妹尾氏は，令和元年 12 月から民生委員として地域の身近な相談役として活躍しておられます。3 名ともその豊富な経験を活かしていただきたく，推薦させていただくものでございます。

就任後の任期は，令和 7 年 1 月 1 日から 3 年でございます。

なお現在，本町の人権擁護委員は，山本静江氏，藤原立志氏，関戸孝雄氏と今回お願いしております 3 名の計 6 名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 45 号は，原案のとおり同意することに決して，御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，議案第 45 号，人権擁護委員候補者の推薦については，原案のとおり同意することに決しました。

～～～

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第 46 号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会教育長の山部英之氏が，令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。このことに伴いまして，引き続き，山部英之氏を任命いたしたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたします資料番号 2 を御覧いただきたいと存じますが，山部氏は，令和 4 年 4 月から教育長として在職いただき，学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり，引き続きお願いするものでございます。

任期につきましては，本年 10 月 1 日から 3 年でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 46 号は，原案のとおり同意することに決して，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，議案第 46 号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。ここで，先ほど任命の同意をされた山部英之教育長に入場してもらうため，暫時休憩したいと思いますが，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔山部英之君　入場〕

○議長（浅野　毅君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，会議を開きます。

ここで，任命に同意をされた山部英之教育長が議場におられますので，この際，挨拶を議長席前の演台でお願いいたしたいと思います。教育長。

○教育長（山部英之君）　このたび，矢掛町議会の御同意をいただき引き続き教育長を拝命することになりました山部でございます。

矢掛町の教育の更なる充実発展を担う，その重責を思いますと身の引き締まる思いでございます。

今の時代は，変化が激しく将来の予測が本当に困難です。こうした中，自ら考え，自らの可能性を発揮し，より良い社会を作っていこうとする人づくりが求められています。私は，“優しさの 70 年 今までも これからも”というキャッチフレーズの下，地域に開かれた安全安心な学校づくり，郷土愛の醸成，未来を切り拓く教育の推進，生涯学習・文化スポーツの振興など矢掛町の時代を担う子どもたちや町民の皆様一人ひとりの豊かな心や夢を育むために誠心誠意努力してまいりますので，今後ともどうぞよろ

しくお願い申し上げます。

○議長（浅野　毅君）　教育長選任の御挨拶が終わりました。

～～～

○議長（浅野　毅君）　次に，詳細な内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　それでは，報告第５号，令和５年度矢掛町水道事業会計予算の継続費精算報告について，御説明いたします。

一枚おめくりいただき，令和５年度矢掛町水道事業会計継続費精算報告書でございます。事業名で東川面浄水場更新事業でございます。全体計画，実績，比較の順に御説明いたします。

まず，全体計画でございますが，年割額で令和３年度が３億9,000万円，令和４年度が１億2,630万1,000円，令和５年度が７億4,569万9,000円，年割額合計が12億6,200万円と定めております。

事業の内容といたしましては，老朽化した東川面浄水場の全面更新工事でございます。これに基づき事業を実施した結果，表の中ほど，実績の欄になりますが，支払義務発生額，いわゆる支出済額になりますが，こちらの令和３年度と令和４年度及び令和５年度の合計額が12億5,479万7,000円となっております。財源内訳につきましては右の欄になりますが，企業債が８億2,900万円，補助金が３億8,200万8,000円，過年度損益勘定留保資金が4,378万9,000円でございます。

次に，比較でございますが，年割額と支出済額の差が720万3,000円となっております。なお，財源内訳の比較につきましては，右の欄のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　報告が終わりました。

～～～

います。

令和5年度は，新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類となったことに伴い，その社会経済への影響はほぼ終息したものの，不安定な世界情勢や金利差を背景とした円安の進行による物価の上昇が長期化することとなりました。このような状況の下，急激な物価高騰により日々の生活に影響を受ける町民を広く支援するため，全町民を対象とした1人当たり5,000円の生活応援商品券の配布をはじめ低所得世帯への給付金などさまざまな支援策を実施いたしました。一方で，人口減少抑制や少子化対策に向けた取組も進めてまいりました。

令和5年度は，重伝建地区を中心とした景観整備等の都市再生整備事業によりやかげ西町イベント広場を整備したほか，ハード・ソフトの両面から新たな魅力づくりを目指したかわまちづくり事業へも継続して取り組みました。

そのほかにハード面では，運動公園線や辻堂線などの道路改良や狭あい道路の拡幅整備，町内各所の防災・浸水対策事業などの各種施策に取り組んでまいりました。また，ソフト面では，国の交付金を活用して，まるごと道の駅の活性化のための各種事業や観光消費額の増加，地域産業の活性化による持続可能なまちづくりの推進を図ったほか，引き続き，自治協議会活動補助，地域福祉バスの運行，定住促進助成，保育料の無償化や子ども医療費の助成，結婚祝金・誕生祝金の支給などを行ったところであります。

そのほか，介護予防，高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など，住民生活に密着した各種施策に取り組みました。

その結果といたしまして，一般会計の決算規模は，歳入総額103億6,836万9,000円，歳出総額99億9,162万6,000円，差引き3億7,674万3,000円となり，昨年度に比べ，歳入総額が5.2パーセント，歳出総額が6.7パーセントの増となっております。

そして，繰越明許費の財源9,753万4,000円を次年度に繰り越し，実質収支2億7,920万9,000円の黒字決算となりました。そのうち，法令等に従いまして，財政調整基金へ1億4,000万円を積み立てております。

計数的な説明につきましては会計管理者，財政状況につきましては財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第49号，令和5年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが，令和5年度の病院事業におきましては，新型コロナの感染症法上の取扱いが変更されたことに伴い，感染対策と通常診療体制維持の両立を目指すウィズコロナに取り組みました。また，入院病床の機能を強化するための病床体制見直しを実施いたしました。しかしながら，令和5年度の収益的収支は，患者数がコロナ禍前の水準を下回った影響もあり，赤字計上となっております。

次に，資本的収支では，企業債のほか，一般会計からの出資金や国民健康保険特別会計からの補助金などを財源に，地域に適した医療を継続するため計画的な医療機器や施設設備の更新などを行いました。

医療機関におきましては，コロナの影響がいまだ続いている中ではありますが，常に健全経営を念頭に運営を行っておりますので，引き続き格別の御支援をお願いいたします。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第50号，令和5年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが，令和5年度の介護老人保健施設事業におきましては，前年度のコロナの影響からの回復を図るため，利

用者の確保に努めてまいりました。しかしながら，収益はコロナ過の前年度比較で0.3パーセントの微増に留まり，支出面では，人件費の増額や物価高騰による支出の増加により赤字を計上することとなりました。

次に，資本的収支では，県の補助金を活用し，災害停電時に電源を確保するため非常用自家発電施設を設置し，停電時にも利用者に安全にサービスを提供できる環境を整えました。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第51号，令和5年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが，令和5年度の水道事業の主な取組といたしましては，安全で安心な水の安定供給のため，老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。こうした中，収益的収支では，施設の老朽化に起因する修繕費の増加や固定資産除却費の増加など，経費の増加により当年度純損失を計上することとなりました。また，資本的収支では，将来の備えである老朽施設更新事業への設備投資を継続実施いたしました。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第52号，令和5年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが，令和5年度の下水道事業の主な取組といたしましては，経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や維持管理の適正化に努めました。こうした中，収益的収支では，国の基準内繰入金の減少や固定資産除却費の増加などの影響により，当年度純損失を計上することとなりました。

また，資本的収支では，農業集落排水処理施設の統合事業，施設長寿命化事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　町長の提案理由の説明が終わりました。次に，詳細な内容の説明を求めます。会計管理者並びに財政課長。

○会計管理者（松嶋良治君）　それでは，議案第48号，令和5年度矢掛町一般会計・特別会計歳入歳出決算書を私のほうから説明いたします。

まず，1ページ，2ページをお開きください。A3横の折ってある最初の1ページ，2ページでございます。これが令和5年度の矢掛町各会計の決算の一覧表でございます。この一覧表につきましては，2ページの一番右の列，実質収支額が全ての会計でマイナスがなく黒字であるということを御確認いただきたいと思います。

それでは，個別に見てまいりますので一般会計3ページをお開きください。一般会計は，一般的な行政運営に掛かる収入支出を扱う会計でございます。

まず歳入で，款1町税，右のページの2列目，収入済額16億3,673万15円，調定に対する収納率は98.1パーセントでございます。次にその横の欄で，不納欠損額としまして188万9,764円で，対象者数71人，平成30年度以前のものについて，生活困窮者，本人の死亡あるいは行方不明，会社の倒産という理由などで不納欠損の処理をしております。その右の欄，収入未済額は3,051万4,781円，対象者数は405人でございます。

次に下から2番目，款10の地方交付税。これは，収入済額39億4,148万5,000円で，歳入の中で一番大きなものとなっております。額は，前年とほぼ同様でございます。

次に5ページをお開きください。上から2番目，款13使用料及び手数料の収入未済額28万6,984円でありますが，内容は町営住宅使用料4人でございます。

款14国庫支出金は，収入済額10億2,442万8,526円，前年度と比べ新型コロナ対策関係事業の減等により減少しております。

次に款15県支出金では，収入済額4億1,444万9,168円で，前年度とほぼ同様の額でございます。

次に款17寄附金は，収入済額7億8,479万9,703円で，前年と比較しますと約2億7,000万円の増でございますが，主にふるさと納税寄附金の伸びによるものでございます。

次に款18繰入金の項の2基金繰入金です。収入済額4億3,868万3,147円で，繰入額が一番大きなものは減債基金2億1,425万7,000円でございます。

次に款20諸収入の項の4貸付金元利収入の収入未済額6,571万6,824円で，その内訳は，住宅新築資金等貸付金が26件6,461万4,326円で，生業資金貸付金が3件72万3,498円で，生活改善資金貸付金が2件37万9,000円となっております。

次に7ページになりますが，款20の項7の雑入は9,758万7,134円で，主なものを申し上げますと，太陽光売上収入1,489万1,872円，デジタル基盤改革支援助成金886万6,000円などでございます。

款21町債は，収入済額8億4,199万1,000円，前年度と比べますと35.9パーセントの増となっております。

次の9ページをお開きください。歳出につきましては，別に添付しております主要な施策の成果に関する説明書に各部門の事業内容を記載しておりますので，そちらを御覧いただくことといたしまして，ここでは執行率を申し上げます。なお，執行率は翌年度繰越額を除いたものでございます。

議会費98.1パーセント，総務費96.3パーセント，民生費98.0パーセント，衛生費96.2パーセント，農林水産業費96.8パーセント，商工費95.3パーセント，土木費96.5パーセント，消防費98.6パーセント，教育費93.9パーセント，一枚おめくりいただきまして11ページ，災害復旧費96.7パーセント，公債費99.9パーセント，諸支出金93.7パーセント，予備費は0となっております。翌年度への繰越しを除いた全体の執行率は96.9パーセントでございます。

12ページの欄外，下の部分にありますように，歳入歳出差引残額は3億7,674万2,907円，うち翌年度へ繰り越すべき財源9,753万4,000円，うち財政調整基金繰入金1億4,000万円，差引残額は1億3,920万8,907円でございます。

一般会計は，以上でございます。

続いて230ページをお開きください。国民健康保険特別会計でございます。この会計は，国民健康保険の医療費給付や健康増進事業などを行うものです。

230ページ，まず，被保険者数を申し上げますと，令和5年度末時点で2,625人，加入世帯数は1,751世帯であります。

まず歳入で，款1国民健康保険税です。収入済額2億1,098万9,249円，収納率は昨年とほぼ同様の93.4パーセントでございます。不納欠損額9万1,400円，対象者は4人，平成30年度以前のものを対象としており，生活困窮者，行方不明などの理由で処理しております。収入未済額1,472万2,609円で，対象者は89人です。そして，歳入合計，一番下になりますが，収入済額16億6,184万4,127円でございます。

続いて232ページ，歳出を御覧いただきたいと思います。歳出につきましては，健康保険の支払いが主なものであり，款2の保険給付費が，支出済額12億1,965万1,767円，次に保健事業を行う費用で款6の保健事業費3,396万5,296円でございます。

次の 234 ページをお願いいたします。歳出合計の支出済額は 16 億 3,725 万 1,254 円で，歳入歳出差引残額 2,459 万 2,873 円から支払準備基金に 50 万円を繰り入れ，差引残額は 2,409 万 2,873 円でございます。

国民健康保険特別会計は，以上でございます。

続いて，259 ページをお開きください。介護保険特別会計（保険事業勘定）でございます。この会計は介護保険給付等を行う会計で，令和 5 年度末の第 1 号被保険者数は 5,232 人でございます。

歳入の款 1 保険料は，収入済額 3 億 6,876 万 1,112 円でございます。不納欠損額 26 万 3,069 円は，対象者 3 人，介護保険法第 200 条第 1 項の規定に基づき，生活困窮者，本人の死亡などを理由に処理しております。収入未済額は，165 万 1,064 円，対象者 24 人となっております。

次に款 4 の国庫支出金は，収入済額 5 億 3,059 万 9,567 円，昨年度より 1.7 パーセントの減でございます。歳入合計の収入済額は 21 億 8,292 万 9,520 円でございます。

次の 261 ページが歳出でございます。主なものを申し上げますと，款 2 保険給付費，支出済額 18 億 854 万 3,309 円，歳出総額の 88.5 パーセントを占めております。歳出合計，支出済額 20 億 4,367 万 4,702 円，歳入歳出差引残額 1 億 3,925 万 4,818 円から支払準備基金に 50 万円を繰り入れ，差引残額 1 億 3,875 万 4,818 円となっております。

次に 288 ページをお開きください。介護予防支援事業所の業務などを行う介護保険特別会計（サービス事業勘定）でございます。

歳入の，款 1 サービス収入 351 万 3,960 円，内容は介護予防のサービス計画費の収入でございます。款 8 の繰入金 1,293 万 3,034 円などを加え，歳入合計 1,746 万 6,550 円となっております。

次に歳出，款 2 のサービス事業費 1,293 万 3,034 円が歳出のほとんどで，内容は職員の給与などでございます。

歳入歳出差引残額は 101 万 9,556 円でございます。

介護保険特別会計は，以上でございます。

次に 295 ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計です。この会計は，75 歳以上の高齢者などを対象とした医療費制度の会計でございます。令和 5 年度末の被保険者数は 3,155 人，昨年より 97 人の増となっております。

まず歳入で主なものを申し上げますと，款 1 後期高齢者医療保険料，収入済額 1 億 9,737 万 8,300 円で，収入未済額 18 万 8,750 円，対象者は 9 人でございます。不能欠損額 5 万 1,600 円でありますが，対象者は 2 人で高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき，生活困窮を理由に処理しております。款 3 繰入金 6,192 万 4,347 円。これは，低所得者に対する保険料の減額分を繰り入れたものでございます。歳入合計，収入済額は 2 億 6,225 万 4,984 円でございます。

次に歳出ですが，款 2 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額 2 億 5,427 万 5,558 円が主なものであります。歳出合計，支出済額 2 億 5,949 万 2,210 円，歳入歳出差引残額は 276 万 2,774 円となっております。

後期高齢者医療特別会計は，以上でございます。

次に 306 ページをお開きください。地域開発事業特別会計で，この会計は町で開発行為を行う場合に使用するものでございます。

歳入につきましては，土地売払収入など合計 3,546 万 2,432 円，歳出につきましては，工事請負費な

ど合計3,180万4,325円の支出となっております。

歳入歳出差引残額365万8,107円でございます。

次の313ページからの各財産区特別会計決算及び406ページからの財産に関する調書は，それぞれ御覧いただきまして，説明は省略させていただきます。

○財政課長（松嶋良治君）　続いて，財政課の立場から財政状況の説明をさせていただきます。

決算書の次につづっています主要な施策の成果に関する説明書で説明いたしますので，それを御覧いただきたいと思います。8つ目の仕切りの所になろうかと思います。よろしいでしょうか。それでは，3ページ，4ページをお開きいただきたいと思います。

まず，財政状況について，比較分析一覧表で説明をさせていただきます。普通会計の決算統計ベースの令和5年度比較分析表で，前年度及び類似団体の数値を併記して比較を行っております。

まず，左のページの上側の表が，人口1人当たりの歳入の状況でございます。前年と比べて変化の大きいもので見ますと，一番上の地方税の増は主に工場建設等による固定資産税の増によるもの，中ほどより更に下に行きまして，下から10番目ほどにあります国庫支出金，これは減でございますが，新型コロナ対策関係やそれに伴う低所得者等支援の事業費の減等によるもの，その4つ下の寄附金の増はふるさと納税の増，更に3つ下の諸収入の減は前の年の海洋センター大規模修繕に対するＢ＆Ｇ財団助成金の減等によるもの，一番下の地方債の増はハード事業の増によるものです。

次に，下側の人口1人当たり性質別歳出の状況で特徴的なところは，一番上の人件費の増は給与改定等によるもの，中ほどより少し下の投資・出資・貸付金の増は水道事業への出資金によるもの，その3つ下の投資的経費の増はハード事業の増によるものでございます。

次に右側4ページの上の人口1人当たり目的別歳出の状況，決算額の大きいものでは順に，民生費，総務費，土木費で，増減の大きいもので申し上げますと，増となっているのが，上から，総務費，衛生費，土木費でございます。

総務費では，ふるさと納税返礼品等の経費や防災対策事業費等，衛生費では，西部衛生施設組合の焼却場の建設に係る負担金や浄水場更新に係る水道事業への出資金，そして，土木費では，都市再生整備事業やかわまちづくり事業の事業費等などによるものです。

一方で減となっているのが教育費で，前の年のＢ＆Ｇ海洋センタープール大規模修繕の完了によるものです。

次に，その下の決算の状況で，この表は人口1人当たりではなく実数でございます。右側の指標の一番上，経常収支比率は88.8で，4年度の85.4に比べて若干数値は悪化しております。経常収支比率の用語の説明をさせていただきますと，まず分母が毎年経常的に入ってくる，使い道に制限のないお金，例えば，地方税，地方交付税，地方譲与税などがこれに当たります。そして，分子が毎年必ず支払わなければならない，例えば，人件費や社会保障費などの扶助費，公債費 —— 借金の返済でございますが，などの義務的経費で，これがどの程度の比率で充てられているかというもので，その比率のことを言います。

経常収支比率が低いということは，分母が大きく，先ほど挙げた義務的経費以外に使える財源に余裕があるということで財政の弾力性が高いことになり，逆にこの比率が高いと，財政に余裕がなく硬直化していると言えます。今回の数値の悪化の要因は，人件費や公債費の義務的経費が増えたことによるものでございます。

また一番下の実質公債費比率は8.4で，まず健全な数値となっております。参考までに，実質公債費比率とは財政規模に対する借入金の償還，つまり，借金の返済額の割合のことで割合が高くなればこの数値が高くなり，高いほど財政の弾力性は低下すると言われております。

次にその下の人口1人当たり積立金，地方債現在高，債務負担行為の状況ですが，類似団体と比較して一番上の積立金現在高は大幅に多いという状況で，これは，従来からの財政運営，資金運用の成果かと思います。またその下，地方債現在高も類似団体より多い状況ですが，前年比では少なくなっているところでございます。

比較分析につきましては以上でございまして，次に8ページをお開きください。8ページ投資的経費の状況でございます。目的別の投資額で1番大きいのが，中ほどの土木費でございまして約6億6,500万円，多くは道路維持，道路新設改良，かわまちづくり事業，都市再生整備事業でございます。ほかには，一番上の総務費約1億6,200万円，主には防災対策事業。その3つ下の農林水産業費約9,000万円，かんがい排水事業等が主な事業でございます。

次に12ページをお開きください。これは，事業別借入額表でございます。ソフト事業もありますので非常に多くの事業がございますが，一般会計として，借入額の合計が，次の13ページになります。13ページの上の表の一番下の計の欄で約8億4,200万円となっております。右の備考欄に説明書きがあり，過疎という文字が多く見られると思いますが，過疎対策事業債を有効な財源として多く活用していることがお分かりいただけると思います。また，下側の表が借入額の資金区分と借入利率でございますが，御覧のとおり，低金利時代を反映して非常に低利の借入となっております。

続いて，14ページ，年度末の目的別町債現在高の表でございます。一番右側の数字が令和5年度末現在高で，一番下の合計を見ていただきますと約90億8,300万円でございます。その内訳として，上の普通債，総務から教育までございますが，これの小計を御覧いただきまして，現在高が約61億9,600万円で，そのうち括弧書きが交付税措置で約38億9,000万円となっております。これは，借入金の残高は約62億円ありますが，償還する際に約39億円は普通交付税として国から入ってくるというもので，すなわち，その差引額が実際の町の負担額ということになります。

そのほかに，災害復旧債とその下にその他とありますが，その他の減税補填債と臨時財政対策債につきましては，特別な地方債として100パーセント交付税算入される地方債でございます。一番下の合計約90億8,300万円のうち，交付税措置額は約66億9,400万円という状況でございます。

続いて15ページから，特別会計の状況についてそれぞれ記載しており，また，それ以降に一般会計の各部門の成果，さらに，資金の運用状況をそれぞれ掲載しておりますので御覧いただき，説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（浅野　毅君）　お諮りいたします。説明の途中ですが，ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，11時5分まで休憩いたします。なお，先ほど教育委員会委員の選任に御同意いただきました近藤裕紀さんが御挨拶に来られておりますので，議員の皆様にはこの後，議員控え室にお集まりいただきますようお願いいたします。休憩。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時　４分　再開

○議長（浅野　毅君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開き，議案説明を続けます。病院事務長。

○矢掛病院事務長（坪田芳隆君）　それでは，議案第49号，令和5年度矢掛町病院事業会計決算を説明させていただきます。

それでは，2ページをお開きください。令和5年度決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。また，このページは消費税込みの額で表示をいたしております。

まず，収益的収入及び支出の収入でございますが，病院事業収益決算額が16億7,419万774円。内訳といたしまして，医業収益と医業外収益及び特別利益でございます。なお，特別利益752万8,000円は，退職給付引当金の戻入益でございます。

続いて支出でございますが，病院事業費用決算額が17億1,694万5,903円。内訳といたしまして，医業費用，医業外費用でございます。

次に，資本的収入及び支出でございますが，収入といたしまして，資本的収入決算額が1億1,680万円。内訳といたしまして，企業債，出資金，補助金でございます。次に支出でございますが，資本的支出決算額が1億6,946万2,029円。内訳といたしまして，建設改良費と企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,266万2,029円は，補填財源で補填いたしております。

続いて，7ページをお開き下さい。令和5年度損益計算書でございます。これは一年間の経営成績を明らかにするもので，消費税の税抜き処理後の金額で表わしております。

医業収益といたしましては，入院収益，外来収益，その他医業収益を合わせまして，13億8,487万8,283円，医業費用は，給与費等を合わせまして16億3,778万2,577円でございまして，差引きの医業収支につきましては，2億5,290万4,294円の損失となっております。

医業外収益といたしましては，受取利息及び配当金等を合わせまして2億7,367万8,916円で，医業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費等を合わせまして8,212万1,958円で，医業外収支は1億9,155万6,958円の利益となっております。

以上のことから，経常損失は6,134万7,336円となり，特別利益として，特別利益退職給付引当金の戻入益752万8,000円を合わせた当年度純損失は，5,381万9,336円となっております。その結果，当年度未処理欠損金は1億8,723万9,961円となります。

続いて8ページをお開きください。下側の表3横軸の一番下，当年度末残高の欄で，積立金，未処理欠損金を合計した利益剰余金合計は3,703万9,961円となり，それに資本金を加えた資本合計は19億2,345万1,588円となっております。また，下側の4の表，欠損金処理計算書でその当年度未処理欠損金をそのまま繰越欠損金として処理しております。

一枚おめくりいただきまして，10ページをお開き下さい。貸借対照表でございますが，この表は令和6年3月31日時点での財務状態を明らかにするもので，病院の保有する資産，負債，資本を総括的に表わしております。

まず，資産の部でございますが，固定資産といたしましては，有形固定資産と投資を合わせまして，固定資産合計は30億295万5,376円でございます。次に，流動資産といたしましては，現金・預金，未収金，薬品などの貯蔵品を合わせまして流動資産合計が7億8,529万5,905円です。以上の資産合計は37億8,825万1,281円でございます。

続きまして，11ページの負債の部でございますが，固定負債は企業債と退職給付引当金で合計13億

5,235 万 6,071 円。流動負債は，翌年度に返還予定の企業債，未払金などで合計 2 億 5,607 万 9,040 円です。それに補助金などの繰延収益 2 億 5,636 万 4,582 円を合わせまして，負債合計が 18 億 6,479 万 9,693 円でございます。

下側，資本の部は，資本金が 19 億 6,049 万 1 , 549 円。剰余金では，減債積立金，建設改良積立金，当年度未処理欠損金を合わせました合計がマイナス 3,703 万 9,961 円となっております。資本合計は，資本金と剰余金を合わせまして 19 億 2,345 万 1,588 円，負債資本合計が 37 億 8,825 万 1,281 円で，資産と負債資本合計が一致しております。

13 ページ以降の事業報告書，業務，収支の前年度比較や付属明細書は御覧いただき，説明は省略させていただきます。

以上，令和 5 年度の病院事業決算の状況を説明させていただきましたが，コロナの 5 類移行後も感染対策としての取組は変わらず，物価高騰の状況も依然続く中，医療業界全体の疲弊した状態は改善されておりません。経常収支や本業としての医業収支ともに厳しい状況が続いております。

当院といたしましては，引き続き感染対策に取り組む一方，今回実施した病床体制の見直しにより，病状に即したベッドコントロールと合わせた稼働病床の増加につなげるとともに，救急医療体制の維持など地域で必要な医療の提供に尽力いたしております。今後もコロナなど感染症への対応には細心の注意が必要ですが，矢掛町の医療拠点として安定的な運営を目指すべく努力してまいります。

説明は，以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君）　それでは，議案第 50 号，令和 5 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，説明させていただきます。

2 ページ，3 ページをお開きください。令和 5 年度決算報告書でございます。決算額のみ説明させていただきます。なお，この表は消費税込みの額で表示をいたしております。

まず，収益的収入及び支出の収入の部でございますが，施設事業収益決算額 3 億 825 万 8,195 円。内訳といたしましては，施設運営事業収益と施設運営事業外収益及び特別利益でございます。

続きまして支出の部でございますが，施設事業費用決算額が 3 億 1,873 万 6,055 円。内訳といたしましては，施設運営事業費用と施設運営事業外費用でございます。

次に，4 ページ，5 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず，収入の部でございますが，資本的収入決算額 6,820 万円。内訳といたしましては，企業債，出資金，補助金でございます。

続きまして，支出の部でございますが，資本的支出決算額が 8,663 万 7,671 円。内訳といたしまして，建設改良費と企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,843 万 7,671 円は，補填財源で補填いたしております。

続きまして，9 ページをお開きください。令和 5 年度損益計算書でございます。これは，一年間の経営成績を明らかにするもので，消費税抜き処理後の金額で表わしております。

まず，運営事業収益といたしましては，施設療養費収益等を合わせまして，2 億 8,560 万 8,211 円で，運営事業費用は，給与費等を合わせまして 3 億 778 万 8,472 円でございます。収益から費用を差し引いた運営事業収支は，2,218 万 261 円の損失となっております。

施設運営事業外収益といたしましては，受取利息及び配当金等を合わせまして 2,033 万 1,528 円で，

施設運営事業外費用は，支払利息及び企業債取扱諸費，雑損失を合わせまして1,111万2,099円でございます。収益から費用を差し引いた事業外利益は921万9,429円となっております。

以上のことから，経常損失は1,296万832円となり，特別利益として退職給付引当金戻入益195万1,000円を合わせた当年度純損失は，1,100万9,832円でございます。その結果，当年度未処分利益剰余金は1億8,609万7,552円となっております。

次に，10ページ，11ページをお開きください。剰余金計算書でございます。まず，資本金では，自己資本金へ一般会計からの繰入金があり，資本金合計の当年度末残高は5億6,424万5,965円となりました。次に剰余金では，資本剰余金の変動はなく当年度末残高は6,185万1,000円，利益剰余金では，当年度純損失がございましたので，当年度末残高が3億479万7,552円となり，資本合計は9億3,089万4,517円でございます。次に，下の剰余金処分計算書でございますが，当年度未処分利益剰余金をそのまま繰越利益剰余金として処理しております。

次に，12ページ，13ページをお開き下さい。貸借対照表でございます。こちらの表では，令和6年3月31日時点での財政状況を明らかにするもので，保有する資産，負債，資本を総括的に表したものでございます。

まず，資産の部でございますが，固定資産は，有形固定資産と投資を合わせまして，固定資産合計は9億5,515万9,992円でございます。次に流動資産は，現金預金，未収金を合わせまして合計1億9,429万1,648円で，資産合計は11億4,945万1,640円でございます。

次に，13ページの負債の部でございますが，固定負債は，企業債と引当金を合わせまして5,039万4,125円，流動負債は翌年度支払予定の企業債，未払金，未払い消費税，引当金を合わせまして1億1,151万2,530円，繰延収益は，長期前受金と収益化累計額を合わせまして5,665万468円で，これらを合わせました負債合計は2億1,855万7,123円でございます。

次に，下の資本の部でございますが，資本金は5億6,424万5,965円，剰余金は資本剰余金と利益剰余金を合わせまして合計3億479万7,552円で，これらを合わせた資本合計は9億3,089万4,517円でございます。負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして資産合計と同額の11億4,945万1,640円となっております。

15ページ以降の事業報告書や付属明細書等は御覧いただきまして，説明は省略させていただきます。

令和5年度は，前年度のコロナの影響による利用者の減少からの回復を図るため利用者の確保に努めてまいりましたが，通所者数が伸び悩みました。さらに，会計年度任用職員のベースアップ等による人件費の増や物価高騰による経費の増により，損益で純損失を計上することとなりました。

今後も長引く物価高騰の影響を受け厳しい運営とはなりますが，利用者の確保に努め，適切に加算を取得するなど経営の回復を図ってまいります。また，コロナを含む感染症対策を継続しながら利用者に安心して利用していただけるよう努めてまいります。

以上で，議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　それでは，議案第51号，令和5年度矢掛町水道事業会計決算認定について，御説明させていただきます。

決算書の2ページ，3ページをお開きください。令和5年度矢掛町水道事業決算報告書でございます。

まず，収益的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，水道事業収益，決算額3億6,120

万2,620円。内訳といたしましては，営業収益，営業外収益及び特別利益でございます。特別利益でございますが，県が実施する小田ポンプ場整備事業に伴い休眠水道用地を岡山県に売却いたしましたが，帳簿価格を超える価格での売却であったため，簿価を超過した額につきまして特別利益として計上しております。

続きまして，支出の部でございますが，水道事業費用，決算額3億2,472万8,347円。内訳といたしましては，営業費用，営業外費用でございます。

次に，4ページ，5ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして，収入の部でございます。資本的収入，決算額8億3,399万7,811円。内訳といたしましては，工事負担金，企業債，他会計からの出資金，補助金及び固定資産売却代金でございます。固定資産売却代金は，先ほど収益的収入において御説明申し上げました，水道用地の売却に伴います土地売却額の内，資産台帳の帳簿価格分でございます。

続きまして，支出の部でございますが，資本的支出，決算額9億8,905万6,735円。内訳といたしましては，建設改良費，企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,505万8,924円は，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして，9ページをお開きください。令和5年度矢掛町水道事業損益計算書でございます。まず，営業収益といたしましては，給水収益，その他営業収益を合わせまして2億1,912万73円で，営業費用は，原水及び浄水費等を合わせまして3億548万6,582円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は8,636万6,509円でございます。営業外収益といたしましては，受取利息等を合わせまして7,709万5,499円で，営業外費用は，支払利息等を合わせまして919万8,971円でございます。また，営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は6,789万6,528円でございます。これらから，経常損失は1,846万9,981円となり，特別利益12万551円を加味した当年度純損失は1,834万9,430円となります。

以上の事から，当年度未処分利益剰余金は10億9,931万6,744円となってございます。

続きまして，10ページ，11ページをお開きください。令和5年度矢掛町水道事業剰余金計算書でございます。

まず，資本金では自己資本金へ他会計からの繰入金があり，資本金合計の当年度末残高は6億4,372万1,013円となり，次に，剰余金でございますが，資本剰余金では当年度の変動はなく，資本剰余金合計の当年度末残高は4,065万9,669円，利益剰余金では当年度純損失により，当年度末残高が11億5,991万6,744円となり，資本合計は18億4,429万7,426円となっております。

次に，令和5年度矢掛町水道事業剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金につきまして，当年度は純損失でございましたので，減債積立は行わず，残高10億9,931万6,744円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

次に，12ページ，13ページをお開き下さい。令和5年度矢掛町水道事業貸借対照表でございます。まず，資産の部でございますが，固定資産は，有形固定資産と投資とを合わせまして55億3,178万2,020円でございます。次に，流動資産は，現金預金等を合わせまして11億2,475万1,457円となっており，固定資産と流動資産を合わせました資産合計は，66億5,653万3,477円でございます。

続きまして，13ページの負債の部でございます。固定負債は，企業債等を合わせまして25億661万

8,258円，流動負債は，翌年度支払予定の企業債等を合わせまして6億4,712万6,993円，繰延収益は，長期前受金等を合わせまして16億5,849万800円で，これらを合わせました負債合計は48億1,223万6,051円でございます。

次に，資本の部でございますが，資本金合計は6億4,372万1,013円，剰余金は，資本剰余金，利益剰余金を合わせまして12億57万6,413円で，これらを合わせました資本合計は18億4,429万7,426円でございます。

負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして，資産合計と同額の66億5,653万3,477円となっております。

15ページ以降の事業報告書，業務量，収支の前年度比較や付属明細書等は御覧いただくことで説明につきましては省略させていただきます。

令和5年度は，有収水量の増加に伴う給水収益の増加がややみられたものの，昨年度から続く電気料金等の高騰による動力費の増加，老朽施設の修繕費などの増加による費用の増加により当年度純損失を計上することとなりました。

水道事業では，これまでも経営効率の改善や安定経営のための計画的な事業実施に努めてまいりましたが，近年はさまざまな物価の上昇など経費の増加に直結する社会的な要因が経営に大きく影響を及ぼす状況となってございます。

水道事業は，町民生活にとって最も重要なライフラインであり欠かすことのできない事業でございます。このような状況の中でも，施設の老朽化に応じた適切な時期の設備更新や渇水・災害対応の強化は避けて通ることのできない課題でございます。

将来に向け経営を安定させ，水道事業を持続させていくためには，物価の上昇等に応じた適切な収入の増加を図る必要が生じてございます。今後も水道料金の値上げを含めあらゆる方向から安定経営の為の方策を検討・実施する中で，町民の皆様に安全・安心・強じんな矢掛町水道事業を今後も継続して提供できるよう努めてまいります。

続きまして，議案第52号，令和5年度矢掛町下水道事業会計決算認定について，御説明させていただきます。

決算書の2ページ，3ページをお開きください。令和5年度矢掛町下水道事業決算報告書でございます。まず，収益的収入及び支出につきまして，収入の部でございます。下水道事業収益，決算額7億5,516万1,084円。内訳といたしましては，営業収益，営業外収益及び特別利益でございます。特別利益は，退職給付引当金の積戻しを計上しております。

続きまして，支出の部でございます。下水道事業費用，決算額7億7,098万7,632円。内訳といたしましては，営業費用，営業外費用でございます。

続きまして，4ページ，5ページをお開きください。資本的収入及び支出につきまして，収入の部でございますが，資本的収入，決算額5億3,321万1,440円。内訳といたしましては，企業債，出資金，負担金及び補助金でございます。

続きまして，支出の部でございます。資本的支出，決算額7億8,328万6,816円。内訳といたしましては，建設改良費，企業債償還金でございます。なお，資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,007万5,376円は，過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

続きまして，9 ページをお開きください。下水道事業の損益計算書でございます。営業収益といたしましては，下水道料金，その他の営業収益を合わせまして 1 億 8,967 万 9,168 円で，営業費用は，管渠費等を合わせまして 6 億 7,824 万 5,099 円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は 4 億 8,856 万 5,931 円でございます。

次に，営業外収益といたしましては，受取利息等を合わせまして 5 億 4,584 万 4,443 円で，営業外費用は，支払利息等を合わせまして 6,105 万 3,940 円でございまして，営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は 4 億 8,479 万 503 円でございます。これらから，経常損失は 377 万 5,428 円となり，特別利益 85 万円を加味した当年度純損失は 292 万 5,428 円となります。

以上の事から，当年度未処分利益剰余金は，7,500 万 3,622 円となっております。

続きまして，10 ページ，11 ページをお開きください。下水道事業剰余金計算書でございます。

資本金では，他会計からの繰入金があり，資本金の当年度末残高は 22 億 5,762 万 9,851 円となり，資本剰余金では当年度の変動はありませんで，資本剰余金合計の当年度末残高は 9,996 万 5,557 円，利益剰余金では，当年度純損失により当年度末残高が 7,500 万 3,622 円となり，資本合計は 24 億 3,259 万 9,030 円となっております。

下の段ですが，剰余金処分計算書でございます。未処分利益剰余金につきまして，処分額はございませんので残高 7,500 万 3,622 円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

12 ページ，13 ページを御覧下さい。下水道事業貸借対照表でございます。まず，資産の部でございますが，固定資産は，有形固定資産と無形固定資産とを合わせまして 140 億 1,321 万 2,136 円でございます。次に，流動資産は，現金預金等を合わせまして 3 億 7,698 万 5,352 円となっており，固定資産と流動資産を合わせました資産合計は 143 億 9,019 万 7,488 円でございます。

続きまして，13 ページ，負債の部でございます。固定負債は，企業債等を合わせまして 48 億 4,875 万 2,933 円，流動負債は，翌年度支払予定の企業債等を合わせまして 7 億 2,138 万 7,638 円，繰延収益は，長期前受金等を合わせまして 63 億 8,745 万 7,887 円で，これらを合わせました負債合計は 119 億 5,759 万 8,458 円でございます。

次に，資本の部でございますが，資本金 22 億 5,762 万 9,851 円，剰余金は，資本剰余金，利益剰余金を合わせまして 1 億 7,496 万 9,179 円で，これらを合わせました資本合計は，24 億 3,259 万 9,030 円でございます。負債資本合計は，負債合計と資本合計を合わせまして，資産合計と同額の 143 億 9,019 万 7,488 円となっております。

15 ページ以降の事業報告書，業務量，収支の構成比，前年度比較や付属明細書等は御覧いただくことで，説明につきましては省略させていただきます。

令和 5 年度は，有収水量の減少による下水道料金収入の減少，また，電気料金などの高騰による費用増加の継続，資産減耗費の増加等々により，当年度純損失を計上することとなりました。

下水道事業の経営は，これまでも非常に厳しい状況であるという事を御報告申し上げてまいりましたが，近年の物価の上昇などの影響により更に深刻な状況となってございます。財務諸表でも説明，お示ししておりますが，利益剰余金は残り僅か 7,000 万円余り，資金残高についても未収未払を加味しますと残り 2 億 1,000 万円程度まで減少しており，数年以内には資金の枯渇が懸念される状況となっています。また，人口減少に伴う料金収入の減少や施設更新経費の負担増加，物価上昇に伴う維持管理経費の増加など下水道事業の経営はさまざまな継続的な課題に直面してございます。

安定した汚水処理は，町民の生活にとって欠かすことのできない事業でございます。経費の増加や将来の負担増加に対応できるよう，下水道料金の値上げなどの収入の確保をできる限り早期に図る必要が生じてございます。今後も，さまざまな経営努力を行う中，下水道事業の経営改善を図り，将来にわたり安定的に下水道事業が継続できるよう努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

～～～

○議長（浅野　毅君）　次に，日程第 10，議案第 53 号，町道運動公園線用地の共有物分割等請求に係る訴えの提起についてを議題といたします。

この際，お諮りいたします。議案第 53 号については，秘密会を開いて審議いたしたいと思います。秘密会を開くには，地方自治法第 115 条の規定により出席議員の 3 分の 2 以上の多数の議決を要し，かつ討論を用いないで可否を決定することに規定されております。よって，直ちに起立により採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立所定数以上〕

○議長（浅野　毅君）　はい，ありがとうございました。ただいまの出席議員は 12 名であり，その 3 分の 2 は 8 名であります。

起立者は 12 名であり，所定数以上であります。よって，秘密会を開くことは可決されました。

議員，事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人に退場していただくため，暫時休憩いたします。それでは，該当者の退場をお願いします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔退場〕

〔以下秘密会〕

～～～

～～～

は，岡山県後期高齢者医療広域連合が規約の一部を変更するにあたり，地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき，この議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，健康推進課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第55号から議案第58号までの条例の一部改正及び条例制定に関するものでございますが，いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まずは，議案第55号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，出産育児一時金の額について，岡山県下で金額を統一しようとするもの，また，法改正により今年12月に現行の保険証が廃止されることに伴う改正でございます。

詳細につきましては，健康推進課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第56号，矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，子ども・子育て支援法の改正によるものと保育園等の保育料無償化期間の延長に伴う改正でございます。

詳細につきましては，こどもみらい課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第57号，矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，ひとり親家庭等医療費給付条例準則の一部改正に伴い，ひとり親家庭等が療養を受けようとする時，医療機関等に対してマイナンバーカードの提示に対応するよう文言の追加を行うものでございます。

詳細につきましては，こどもみらい課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第58号，矢掛町個人番号カードの利用に関する条例制定についてでございますが，この条例は，行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カード ―― すなわちマイナンバーカードの利用に関し，必要な事項を定めるものでございます。

定額タクシーなどの交通施策に関して，マイナンバーカードの使用による運行を行うために，カードに拡張機能を持たせるための条例であります。

詳細につきましては，企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第59号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，提案理由を御説明申し上げます。これは，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき，この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり，この計画に基づいて行う事業の財源として，後年度に元利償還額の7割が普通交付税措置される有利な過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが，このたび新たな事業展開を図るにあたり，この計画の一部を変更する必要が生じたため，この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては，企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第60号，町道の路線廃止について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，町道の廃止にあたり，道路法第10条第3項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第61号，町道の路線認定について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，町道の認定にあたり，道路法第8条第2項の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものでございます。

詳細につきましては，建設課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第62号から議案第64号までの各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。なお，各会計の補正予算につきましては，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第62号，令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが，今回の補正額は7億5,100万円の増額で，補正後の予算総額は106億9,300万円となっております。

主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

まず，総務費へは，広報やかげの内容をピックアップして紹介する番組を矢掛放送で放送するための経費を計上いたしておりますほか，当初6億円で見込んでおりましたふるさと納税寄附につきまして，2億円の増額を歳入予算へ計上し，これに対する返礼品等の所要の経費を計上いたしております。民生費では，新規事業として，高齢者の補聴器購入に対する助成を行うための経費を計上しておりますほか，認定こども園増築工事に関して，現場の意見も最大限取り入れより良い施設とするための追加の経費を計上いたしております。

そして，衛生費では，これも新規事業といたしまして，帯状疱疹の予防接種を受けた方へ町独自で助成を行うため，所要の経費を計上しております。

また，諸支出金費では，将来の財政負担を軽減するために，前年度に借り入れた過疎対策事業債の交付税措置されない分，すなわち償還予定額の3割相当額を減債基金に積み立てる措置を行っておりますのに加え，更なる財政負担軽減及び町債残高の削減を目的とした計画的な町債の繰上償還を実施するために公債費へ所要の経費を計上いたしております。

詳細につきましては，財政課長及び財政課主幹が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第63号，令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが，今回の補正は，歳入歳出それぞれ500万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を16億4,000万円とするものでございます。

主な内容といたしましては，令和5年度決算に伴う国，県への返還金と一般会計への繰出金のほか，法改正により今年12月に現行の保険証が廃止されることに伴う事務費等でございます。

詳細につきましては，健康推進課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第64号，令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが，今回の補正は，保険事業勘定で歳入歳出それぞれ9,000万円を増額し，補正後の歳入歳出予算の総額を21億5,100万円とするものでございます。

内容といたしましては，令和5年度の決算に伴う国，県，町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細につきましては，福祉介護課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

以上が，全ての提案理由及び説明でございます。御審議のほど，どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　お諮りいたします。昼食の時間がまいりましたが，このまま会議を続行したい

と思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，このまま会議を続行いたします。

健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君）　議案第54号，岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について，御説明申し上げます。

一枚おめくりください。“岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約，岡山県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月24日岡山県指令市第15号)の一部を次のように変更する。

別表第2第2号及び第3号中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書」に改める。”

今回の規約の変更は，被保険者証及び被保険者資格証明書に関するものでございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律，令和5年法律第48号附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が，政令によりまして令和6年12月2日と定められましたので，現行の被保険者証は同日以降は発行されなくなります。

これに伴いまして，岡山県後期高齢者医療広域連合規約に使用されている被保険者証及び被保険者資格証明書の文言を資格確認書等に改める必要がございますので，岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて，地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

最後に，施行期日は令和6年12月2日でございます。

説明は，以上でございます。

続きまして，議案第55号，矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について，御説明申し上げます。

説明は資料で行いますので，資料番号の5を御覧ください。表紙をおめくりください。矢掛町国民健康保険条例の一部改正について，まず，1の改正理由は二つございます。第5条の2は出産育児一時金の額を県内市町村で統一するもので，第10条が法改正に伴うものでございます。

次に，主な改正内容ですが，第5条の2は，出産育児一時金の額を，改正前は50万円としておりましたが，改正後は48万8,000円に改め，3万円を上限として規則で定める額を加算するというものでございます。規則のほうですが，特定出産事故が発生した場合の補償保険に出産医療機関が加入している場合に1万2,000円を加算することとしておりますので，合計額は従前と同じ50万円になります。

国民健康保険につきましては，国の加速化プランによりまして2030年度までに納付金の基準を統一し，早期に保険料の県内完全統一を達成することとしており，岡山県でも県下統一保険料に向けたさまざまな課題について，県と県下全市町村で連携会議を開き，議論を重ねております。今回の出産育児一時金の額に関する改正は，保険料統一の前提条件として保険給付の水準を統一しようとするものでございます。

次に第10条ですが，第10条は罰則規定でございまして，改正前は，①資格の取得や喪失に関する事項の届出をしない場合，②資格の取得及び喪失に関する虚偽の届出をした場合，③被保険者証の返還に応じない場合のこの3つについて10万円以下の過料を科すという規定でございましたが，改正後は，法改正により現行の被保険者証が廃止されますので，③の被保険者証の返還に応じない場合を罰則から削除するものでございます。

最後に，3の施行期日ですが，第10条は被保険者証が廃止になります12月2日からの施行になりますが，第5条の2の出産育児一時金に関する改正規定は，令和7年4月1日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君）　それでは，議案第56号，矢掛町保育園条例等の一部を改正する条例制定について，御説明申し上げます。一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

説明につきましては，資料番号6を御覧ください。一枚おめくりくださいまして，改正についての概要でございます。今回の改正条例は5つございます。1矢掛町保育園条例，2矢掛町認定こども園条例，3 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例，4矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例，5矢掛町子ども・子育て会議条例の5条例でございます。

上位法であります子ども・子育て支援法の改正によりまして，この5条例が改正となります。

主な改正の内容といたしましては，第19条第2項の第2項が削られるため，第19条第1項を第19条に改正するものでございます。次に，児童福祉施設の設備及び運営に関して，所管が厚生労働省から内閣府に移ることから，今後は，保育所において内閣総理大臣が定める指針に基づいて保育の提供を行うよう改正するものです。

次に，5の矢掛町子ども・子育て会議条例ですが，子ども・子育て支援法第72条から第76条が削られるため，5条ずつ繰り上がることによるものでございます。そのほか，語句の追加，節，条，号などの文言の改正でございます。

改正内容の2点目ですが，上2つの条例，矢掛町保育園条例と矢掛町認定こども園条例は，保育園，認定こども園の保育料無償化の期限について，今年度末までとなっているものを更に3年間延長するというものでございます。保育料の無償化は，平成30年度から実施しておりまして，今年度7年目となりますが，子育て世帯の経済的支援という観点から，期限を3年間延長し令和10年3月31日までとするものでございます。

詳細につきましては，この資料の後に新旧対照表を添付しておりますので，ここでの説明は割愛させていただきます。最後に，改正条例の施行期日は公布の日からでございます。

続きまして，議案第 57 号，矢掛町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例制定について，御説明申し上げます。

一枚おめくりください。改正条例の本文でございます。

今回の改正は，ひとり親等が療養を受けようとする時，医療機関等に対して，これまでは被保険者証等の提示でありましたが，令和6年12月2日から保険証に替わりマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行していくことが示されたことから，マイナンバーカードの提示に対応するよう文言の追加を行うものでございます。

最後に，改正条例の施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。

○議長（浅野　毅君）　企画課長。

○企画課長（稲田欽也君）　それでは，議案第58号，矢掛町個人番号カードの利用に関する条例の制定についての説明をいたします。

現在，矢掛町におけるマイナンバーカードの発行は８割を超えております。そこで，定額タクシーを運行するにあたりまして，マイナンバーカードで矢掛町民の確認と回数のカウントを行おうとするものであります。

定額タクシーなどの交通施策に関して，マイナンバーカードを使用するために，ＩＣチップ内に事前に設けられた拡張利用領域という空き領域にあらかじめ定額タクシー等の情報を入れ込むことが必要です。そのため，条例によりどのようなものに利用するか定めるものであります。

一枚おめくりをいただきまして，条例の説明です。第１条に前段で御説明しました趣旨を，第２条でタクシー事業にマイナンバーカードを利用することを定めております。第３条でその利用対象が町民であるということを，第４条で個々にその利用申請を行う必要がある旨とその利用手続きを定めております。そして，第５条で町が個人情報保護を行う義務を定めております。なお，附則として，この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

引き続きまして，議案第 59 号，矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について，御説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして，変更計画の本文ですが，条例改正の形式をとっております。変更箇所を赤字で示させていただいております。例年どおり，有利な起債である過疎対策事業債の借入をするためには，この計画に載っていることが必須でございます。今後，事業実施の計画をしているもので過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて，追加・修正させていただくものでございます。

１ページの第１項第４号中，“保育園や認定こども園の増築・改修及び駐車場の整備を行い，子育て支援事業の機能充実を図る”と文言を追加し改めます。そして，第５項第３号中(1)市町村道路の項目に“小規模林道整備事業（林道羽無線)”を追加いたします。２ページを開いていただき，第７項第３号中“保育園や認定こども園の増築・改修及び駐車場整備事業”と文言を追加し改めます。３ページ，第９項第３号中（1）学校教育関連施設“校舎”を“校舎等”に改め，(2）集会施設，体育施設等の項目に“海洋Ｃトレーニング場新設及び駐車場整備”を追加いたします

議案第 59 号の改正点の説明は，以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　それでは，議案第 60 号，町道の路線廃止について，御説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして，町道の廃止調書を御覧ください。

このたび廃止する路線は，西川面地区の町道海洋センター線路線延長 72.0 メートルの 1 路線でございます。次ページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので，御覧ください。

廃止の必要が生じた経緯といたしまして，この路線は東川面本堀線を海洋センターに接続する路線でありますが，近年，海洋センターの利用者が増加し，車両や通行者の往来が多く，敷地内の施設まで新たに町道認定し，交通規制等の対象とする必要が生じております。よって，敷地入口までとしていた当路線を施設までとして路線を付け換わることとなります。したがいまして，新たな路線を認定するため当路線を廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして，議案第 61 号，町道の路線認定について，説明をさせていただきます。ページをおめくりいただきまして，町道の認定調書をお開きください。

このたび認定する路線は，西川面地区の町道海洋センター線，路線延長129.2メートルの1路線でございます。次ページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので御覧ください。

認定の必要が生じた理由といたしまして先ほど申し上げましたが，この路線は，Ｂ＆Ｇ海洋センターへの車両及び通行人の往来が近年増加傾向にあります。敷地内道路まで町道認定することによりまして，歩行者の安全を確保すべく交通規制の対象としたいため既存路線を廃止し，新たに路線を認定するものでございます。認定路線の種別につきましては，以前と同様にその他1種路線として認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　財政課長。

○財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第62号，令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第2号）について，御説明申し上げます。

今回の補正は7億5,100万円を増額するもので，内容につきましては，まず，歳入について若干御説明いたしますので，概要を御覧ください。

概要の一番下，財源内訳のうち，上の特定財源については，歳出を事項別明細書で説明する際，併せて説明いたしますので，ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち，まず地方特例交付金でございますが，本年度の額が確定いたしましたので当初予算額6,000万円から355万1,000円増額しております。地方交付税は本年度分が確定し，財源調整を含めた増額でございます。国庫支出金は前年度事業実施分に対するもの，また，繰入金のうち5,000万円は財政調整基金からの繰入金，ほかに，国民健康保険及び介護保険特別会計の前年度繰出金の確定による一般会計への返還金でございます。繰越金は，決算により確定した前年度繰越金の増額です。諸収入の2,432万5,000円は，後期高齢者医療広域連合負担金の前年度分確定による町への返還金でございます。町債（臨時財政対策債）は，額の確定に伴う増額補正でございます。

続きまして，地方債の補正がございますので，5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。追加2件，変更6件でございます。まず，追加の1つ目，消防施設事業は，小型動力ポンプの購入に緊急防災減災事業債を充てるもので，充当率100パーセント交付税措置率70パーセントでございます。過年農地農業用施設災害復旧事業は，浅海地区の山手井堰災害復旧工事に災害復旧事業債を充てるもので，充当率は80パーセント交付税措置率95パーセントでございます。

続いて，変更6件でございますが，児童福祉施設建設事業は，認定こども園増築事業に充てる過疎対策事業債ハード分で，限度額を補正前5,250万円から補正後9,800万円に4,550万円を増額するものでございます。じん芥処理事業は，西部衛生施設組合の焼却場の建設費負担金に過疎対策事業債ハード分を充てるもので，補正前2億2,210万円から補正後2億4,060万円へ1,850万円の増額でございます。水車の里フルーツトピア事業は，指定管理委託料に充てる過疎対策事業債ソフト分で，限度額を補正前1,320万円から補正後1,380万円に60万円を増額するものでございます。常備消防事業は，井原地区消防組合の高規格救急車購入負担金に過疎対策事業債ハード分を充当するもので，限度額を補正前2,000万円から補正後2,390万円に390万円を増額するものでございます。小学校管理事業は，矢掛小学校トイレ改修に過疎対策事業債ハード分を充てるもので，限度額を補正前2,430万円から補正後2,770万円に340万円を増額するものでございます。最後の臨時財政対策債につきましては，額の確定に伴い，限度額を補正前1,000万円から390万7,000円を増額するものでございます。

私からの説明は以上でございますが，この後，事項別明細書に基づく説明を主幹が行いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　財政課主幹。

○財政課主幹（石井亮太郎君）　それでは，引き続き事項別明細書について，御説明申し上げます。

歳入につきましては，歳出の財源内訳の中で説明させていただきますので，予算書の22ページ，23ページをお開きください。

まず，2 款総務費の一般管理費では弁護士委託料の追加を，財産管理費では旧矢掛商業高等学校の合宿所解体に係る工事費を計上しております。次の企画費では，来年度予定している次期振興計画策定に係る準備経費の追加と移住関係のホームページ改修等に係る経費の調整，空き家改修補助金の追加分を計上しております。また，ホームページ改修等に係る特定財源として充当していた助成金について，不採択となったため減額をしております。次の公聴広報費では広報やかげの紹介番組を矢掛放送で放送するための経費を，次のふるさと納税事業費では歳入でのふるさと納税寄附金の増額計上に合わせ，返礼品等の必要経費の追加分を計上しております。続いて，24ページ，25ページを御覧ください。次の戸籍住民基本台帳費では戸籍関係のシステム改修等に係る経費を計上し，特定財源として国庫補助金を充当しております。次の統計調査費は，県委託金の配分額に合わせた経費の調整でございます。

次の3款民生費の社会福祉総務費では，国保会計への事務費分の繰出金の追加を，老人福祉費では新規事業として，高齢者の補聴器購入助成に係る経費を計上しているほか老人保護措置費の追加と前年度精算に係る国県への返還金を計上しております。老人福祉費の特定財源その他は，補聴器助成へ充当するふるさと納税寄附金，返還金へ充当する介護保険会計からの繰入金，老人保護措置費に充当していた負担金の減額の合計となっております。次の障害者福祉費では制度改正に伴うシステム改修経費を，その次の電力等価格高騰支援給付金事業費では6年度の課税情報を基にした給付金の不足見込額等を計上し，どちらも財源として国庫支出金を充当しております。続いて，26 ページ，27 ページを御覧ください。2 項児童福祉費の児童福祉総務費は，子ども・子育て支援計画策定の経費に国庫補助金を充当する財源更正でございます。次の児童福祉施設費では中川保育園の駐車場整備に伴う関連工事に係る経費を，児童福祉施設建設費では認定こども園の園舎増築等に係る工事費等の追加を計上し，財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の4款衛生費の予防費では，新規事業の帯状疱疹予防接種助成金のほか，前年度事業に係る国県への返還金を計上しております。次の健康増進費ではシステム改修費と，前年度精算に伴う国庫補助金の返還金を計上しております。次の環境衛生費と，28，29ページにかけてのエコタウン事業費では，それぞれ審議会･委員会の委員の追加等に伴う委員報酬の追加を計上しております。次のじん芥処理費では，柏本倉庫の敷地の一部を舗装するための経費と，西部衛生施設組合の新焼却場整備に対する負担金の追加を計上し，組合負担金へは，財源として過疎対策事業債を充当しております。

続いて，5 款農林水産業費の農業振興費では事務的経費を，畜産振興費では旧育成牧場の送水設備に係る修繕料等を計上し，財源として宇角地区活性化振興基金繰入金を充当しております。次のかんがい排水費では，危険ため池廃止事業に係る工事費の追加及び委託料から工事費への組替えと，かんがい排水工事補助金の追加を計上しており，特定財源は，危険ため池廃止事業の追加分に係る県補助金でございます。次の水車の里フルーツトピア費では，遊具の修繕料と駐車場周辺の樹木の伐採経費を計上しておりますほか，特定財源で指定管理委託料に充当する過疎対策事業債ソフト分を増額する財源更正を計

上しております。続いて，30ページ，31ページを御覧ください。次の林道維持費は，修繕料等の林道の維持に係る経費の追加を計上しております。

次の6款商工費の観光費では，やかげまるごと商店街振興会に対する髙草家基金事業補助金と昨年度発生した漏水に係る矢掛屋への損失補償金を計上しております。特定財源は，髙草家基金事業補助金に充当する矢掛脇本陣髙草家基金繰入金でございます。

次の7款土木費建築行政費では，定住促進助成金等3つの補助金の追加を計上しております。特定財源は，管理不全空家対策事業補助金に充当する県補助金でございます。次の道路維持費では，32，33ページにかけまして，委託料等の道路維持に係る経費の追加を計上しております。次のかわまちづくり事業費では経費の組替えを，その次の特定公共賃貸住宅管理費では，退去等に係る修繕料の追加分を計上しております。住宅費の特定財源は，住宅使用料でございます。

次の8款消防費は財源更正として，常備消防費では消防施設組合への負担金に過疎対策事業債を，消防施設費では消防団の小型ポンプ更新に緊急防災・減災事業債をそれぞれ充当しております。

続いて，34ページ，35ページを御覧ください。次の9款教育費，事務局費は事務経費の追加を，小学校費の学校管理費では矢掛小学校のトイレ改修に係る追加経費を，小学校費及び中学校費の教育振興費では，国庫補助決定額に合わせた備品購入費の調整を，それぞれ計上しております。また，小学校費の学校管理費では，トイレ改修に係る過疎対策事業債の財源更正も併せて計上しております。次の社会教育総務費から矢掛会館費にかけましては，主に各施設の修繕料を計上しておりますが，公民館費では三谷公民館トイレのバリアフリー改修に係る経費を計上し，特定財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。続いて，36ページ，37ページを御覧ください。次の文化センター費とその次の体育施設管理費，共同調理場管理費も，主に各施設の修繕に係る経費等の計上でございます。

次の10款災害復旧費では，応急対応のための修繕料と，山手井堰の災害復旧に係る追加経費を計上しており，特定財源として県補助金，災害復旧事業債，地元負担金を充当しております。

続いて，38ページ，39ページを御覧ください。次の応急土木施設災害復旧費も応急対応の修繕料の追加計上でございます。次の公債費では，緊急防災・減災事業債と公営住宅建設事業債の繰上償還元金を計上しており，公営住宅建設事業債償還の財源として，住宅等整備基金繰入金を充当しております。次の諸支出金では，減債基金費で昨年度借り入れた過疎対策事業債の元利償還金の3割相当額の積立金を，住宅等整備基金費で特定公共賃貸住宅管理費へ使用料を充当したことによる積立金の減額調整を，ふるさと応援基金費で寄附金の増額分から返礼品等の経費及び実施事業への充当分を差し引いた額の積立金を，それぞれ計上しております。

最後に，予備費として47万3,000円で調整をいたしております。

以上で，事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君）　議案第63号，令和6年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，御説明申し上げます。今回の補正は，歳入歳出それぞれ500万円を追加し，補正後の総額を16億4,000万円とするものでございます。内容につきましては，事項別明細書で説明させていただきますので，8ページをお開きください。

歳出でございます。1款の1項の総務管理費は56万7,000円の増で，被保険者へのお知らせ用のリーフレット関連の事務費と会計年度任用職員が使用するパソコンの使用料でございます。次に，3 項の運

営協議会費は，5万2,000円の増で11月に臨時で運営協議会を開催するための報酬と費用弁償でございます。

6款1項の保健事業費は目の1の保健衛生普及費が5,000円の増で，慢性腎臓病重症化予防検討会の委員の報償費の追加分でございます。

9款の諸支出金の1項の償還金及び還付加算金の目の3償還金は，令和5年度決算に伴うものでございまして保険給付費等交付金及び国庫補助金それぞれ精算に伴う返還金でございます。10ページをお開きください。9款の諸支出金の続きでございます。2項の操出金の目の1一般会計操出金は，令和5年度決算に伴う一般会計繰入金の精算に伴うものでございます。最後に，予備費90万9,000円で調整しております。

次に，歳入でございますが，6ページにお戻りください。5款の国庫支出金は573万円の増で，社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

6款の県支出金は571万5,000円の減で，保険給付費等交付金の保険者努力支援分が5,000円の増，特別調整交付金分は572万円の減で，これは先ほどの国庫支出金との財源調整でございます。

10款の繰入金の1項他会計繰入金の目の1一般会計繰入金は60万9,000円の増で，職員給与費等繰入金でございます。

11款の繰越金は437万6,000円の増で前年度その他繰越金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡　崇君）　それでは，議案第64号，令和6年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について，御説明申し上げます。今回の補正につきましては，保険事業勘定で歳入歳出それぞれ9,000万円を増額し，補正後の総額を21億5,100万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては，事項別明細書で説明させていただきます。6ページを御覧ください。

まず，歳出から御説明いたします。8款諸支出金は，令和5年度の決算に伴う国，県，町及び支払基金への返還金でございます。まず，1項償還金及び還付加算金7,480万3,000円の増で，内訳といたしましては，支払基金への返還金が539万2,000円，国への返還金が3,961万5,000円，県への返還金が2,979万6,000円でございます。次に，2項繰出金は，一般会計への返還金として1,457万8,000円としております。

次に，9款予備費61万9,000円の増で調整しております。

続きまして，歳入についてでございますが，一番上の段を御覧ください。9款繰越金前年度繰越金9,000万円を追加しております。

以上で，説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの詳細な内容の説明が終わりました。

～～～

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，暫時休憩いたします。

ここで，お知らせいたします。この後，12 時 40 分から議会運営委員会を開催いたしますので，委員の皆様は委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（浅野　毅君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より，議案第 65 号，工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業　仁井屋橋左岸下部工事の請負契約の締結）の追加議案が提出されました。これを日程に追加し，直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野　毅君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～

をお開きいただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして，左側が位置図でございます。赤い丸の部分が今回の工事箇所でございます。学校給食共同調理場の裏に当たる所でございます。

右側に平面図，その下に左岸橋台側面図を載せております。工事概要は，場所打杭ファイ 1,000 が 6 本，左岸橋台が 1 基，踏掛版 1 基，のり覆護岸工 122 平方メートルでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野　毅君）　町長からの提案理由の説明並びに担当課長からの詳細な内容の説明が終わりました。

～～～